

令和4年11月21日

各位

宮崎県信用保証協会

信用保証書等の電子交付の開始について

宮崎県信用保証協会（会長 武田 宗仁）は、令和4年12月1日（木）より、新たに以下金融機関において信用保証書等の電子交付を開始します。

- 1 今回開始する金融機関
株式会社西日本シティ銀行

2 概要

信用保証協会と金融機関の保証契約は、信用保証協会が信用保証書を金融機関へ交付することによって成立し、金融機関が融資を実行したときにその効力が生じます。

従来は、信用保証書等を専用紙に印刷し金融機関へ郵送していましたが、今後は信用保証書等を電子化し、電子署名・タイムスタンプを付与したうえで電子交付します。

3 目的と効果

信用保証書等の電子交付により、金融機関に到着するまでの時間（郵送にかかる1～2日程度）が短縮されるため、スピーディーな融資実行に繋がります。

また、ペーパーレス化による信用保証書等の紛失リスクの低減や事務コスト削減等が見込まれます。

4 その他

当協会では、令和4年2月14日から県内5金融機関（株式会社宮崎銀行、株式会社宮崎太陽銀行、宮崎第一信用金庫、延岡信用金庫、高鍋信用金庫）、令和4年5月30日から県外2金融機関（株式会社鹿児島銀行、株式会社南日本銀行）との信用保証書の電子交付を開始しています。

本件に関するお問い合わせ先
宮崎県信用保証協会 総務部 企画情報課
担当：長友、齊藤
TEL:0985-24-8251